別紙７

入　　札　　説　　明　　書

件　名　　在外日本人児童生徒用教科書（令和９年度前期用）の梱包・輸送等業務一式

令和８年１１月

文部科学省総合教育政策局国際教育課

この入札説明書は、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）等の会計法令、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、文部科学省が発注する調達（物品等の購入、製造若しくは借入又は特定役務）契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

Ⅰ　入札及び契約に関する事項

１　契約担当官等

（１）支出負担行為担当官　文部科学省総合教育政策局長　淵上　孝
（２）所属部局名　文部科学省総合教育政策局
（３）所在地　〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２

２　調達内容

（１）購入等件名及び数量　在外日本人児童生徒用教科書（令和８年度前期用）の梱包・輸送等業務一式
（２）調達件名の特質等　別紙２－１仕様書による。
※別紙２－２、２－４、２－７～２－９については、入札説明会で配布を予定しているが、必要に応じて郵送または手交するので、４（１）に示す担当まで連絡すること。
（３）請負期間　契約締結日から令和９年３月31日（水）
（４）請負場所　支出負担行為担当官が指定する場所
（５）入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
①　競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙１契約書（案）及び契約規則の別記第２号製造請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
また、請負等に関する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
つまり、税抜表示で入札書の金額を記載すること。
（６）入札保証金及び契約保証金　免除

３　競争参加資格

（１）予決令第７０条に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
（２）文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和８年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
（３）入札公告において法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
（４）入札公告において特定銘柄品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
（５）入札公告において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

（６）入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
（７）公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
（８）調達のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）。
（９）本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
(10) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

４　入札書の提出場所等

（１）入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した要求要件を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省総合教育政策局国際教育課庶務・助成係
ＴＥＬ：０３－５２５３－４１１１（内線３４７７）
（２）入札説明会の日時及び場所
令和８年１１月２４日（火）　１４：００　文部科学省入札室
（３）入札書の受領期限
令和８年１２月１０日（木）　１６：３０
（４）入札書の提出方法
① 競争加入者等は、別紙１契約書（案）、別紙２仕様書及び契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
② 競争加入者等は、別紙様式「競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等」に定める書類を作成し、メール、郵送又は持参により入札書の受領期限までに提出すること。
③ 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙３の入札書を作成し、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○○月○○日開札［入札件名］の入札書在中」と朱書きし、配達の記録が残るようにした郵便・信書便による送付又は持参をすること。
※４（３）の受領期限必着とするため留意すること
※４（１）に記載の部署名を漏れなく記載すること
※郵送上又はメール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。
（ア）調達件名
（イ）入札金額
（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）
（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名
④ メール、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
⑥ 競争加入者は、入札書の提出時に、暴団等に該当しない旨の別紙５の誓約書を提出しなければならない。

（５）入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①　入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの

②　調達件名及び入札金額のないもの

③　競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

④　代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名（記載のないまたは判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

⑤　調達件名に重大な誤りのあるもの

⑥　入札金額の記載が不明確なもの

⑦　入札金額の記載を訂正したもの

⑧　入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの

⑨　入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑪　独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑫　上記（４）⑦の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出したもの（本項は、誓約書の提出を要しないこととされた者には適用しない。）

⑬　その他入札に関する条件に違反した入札書

（６）入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をするなどの場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

（７）代理人による入札

①　代理人が入札する場合は、入札時までに委任状（別紙４－１～３）を提出しなければならない。

②　競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（８）開札の日時及び場所

令和８年１２月１０日（木）　１７：００　文部科学省入札室

（９）開札

①　開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

②　開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③　競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④　競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記４の（７）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては､代理委任状を提出しなければならない。

⑤　競争加入者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥　開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

（ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

⑦　開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。紙による入札を行った入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。なお、再度入札に参加できる者は、当初入札に参加した者とする。

5　その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）競争加入者等に要求される事項

①　競争加入者等は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

②　競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

③　競争加入者等は、入札書の提出（ＧＥＰＳの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai6/siryou4.pdf）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（３）競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

①　競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙様式により作成する。

②　資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③　支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④　一旦受領した書類は返却しない。

⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥　競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

（４）落札者の決定方法　最低価格落札方式とする。

①　前記４の（４）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件を全て満たし、当該競争加入者等の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

②　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③　入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等から同等のものを供給するとの申出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④　落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（５）手続きにおける交渉の有無　無

（６）契約書の作成

①　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にあるなど特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に、支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

③　上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑤　本契約の相手方が信用保証協会、中小企業信用保険法施行令第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法第２条第２項に規定する信託会社に対して、請負代金債権を譲渡する予定がある場合には、その者からの申出により契約書に以下の特約条項を追加することができる。

（請負代金債権の譲渡）
第〇条　請負者は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して、請負代金債権を譲渡することができる。
一　信用保証協会
二　中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関
三　資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社
四　信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社
２　請負者は、譲受人との請負代金債権の譲渡に関する契約には、譲受人が当該請負代金債権を他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他請負代金債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件を付さなければならない。
３　発注者は、請負者又は譲受人から第１項の規定に基づく請負代金債権の譲渡に係る民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する承諾の依頼を受けたときは、請負代金債権の譲渡を承諾するまでに、請負者に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
４　請負者が譲受人に請負代金債権の譲渡を行った場合においては、発注者の行う当該請負代金債務に係る弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２の規定に基づき、当該請負代金に係る支出の決定を同令第１条第３号に規定するセンター支出官に対して通知したときに生ずるものとする。

（７）支払条件　別紙１契約書（案）のとおりとする。

（８）調達件名の検査等

①　落札者が入札者とともに提出した評価のための書類の内容は、仕様書等と同様に全て請負検査等の対象とする。

②　請負検査終了後、請負期間中において、落札者が提出した評価のための書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

（９）落札者が本件業務の一部に下請け業者等、他の業者を関与させる場合（再委託）の書類

①　別紙１契約書（案）第１５条第２項の再委託に係る承認申請書は別紙６－１による

ものとする。
② 同第１６条第１項の履行体制図は別紙６－４によるものとする。
③ 同第１６条第２項の履行体制図変更届出書は別紙６－３によるものとする。

別紙様式

競争参加資格の確認のための書類等

１　競争参加資格の確認のための書類

（１）令和８年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し
……　１部

２　評価のための書類等

※各提出書類には社名及び代表者名を記載すること。

（１）誓約書　……各１部

①本請負を仕様書のとおり完了できることを証明する書類（様式任意）

②入札説明書中の４（４）⑥に示す別紙５の誓約書

（２）請負体制表（フロー図（緊急連絡先を含む））　……　１部

◎上記の書類は令和８年１２月１０日（木）１６：３０までに提出願います。

※それぞれの部数は紙で提出する場合のみです。

◎参考見積書１部を令和８年１２月７日（月）１３：００までに提出願います。

※次ページの参考見積記載内容に基づき、税抜で作成願います。

※提出の際は、数字等、見積記載内容が鮮明に判読できるよう留意願います。

【船便】

No.	梱包番号	公館名	梱包料	輸送会社 梱包後重量	輸送会社 梱包後容積	国内輸送料	保管料	検量証明書 発行料	通関料	CFSﾀｰﾐﾅﾙ チャージ	船積料	海上輸送料	B/L送付料	横持料	合計

【空便】

No.	梱包番号	公館名	梱包料	輸送会社 梱包後重量	輸送会社 梱包後容積	国内輸送料	上屋使用料	荷役料金及 び保管料金	通関料	AWB作成料	横持料	航空運賃	合計

【国際宅配便】

No.	梱包番号	公館名	梱包料	輸送会社 梱包後重量	輸送会社 梱包後容積	ＦＳＣ	取扱料	合計

【アメリカ合衆国内輸送料】

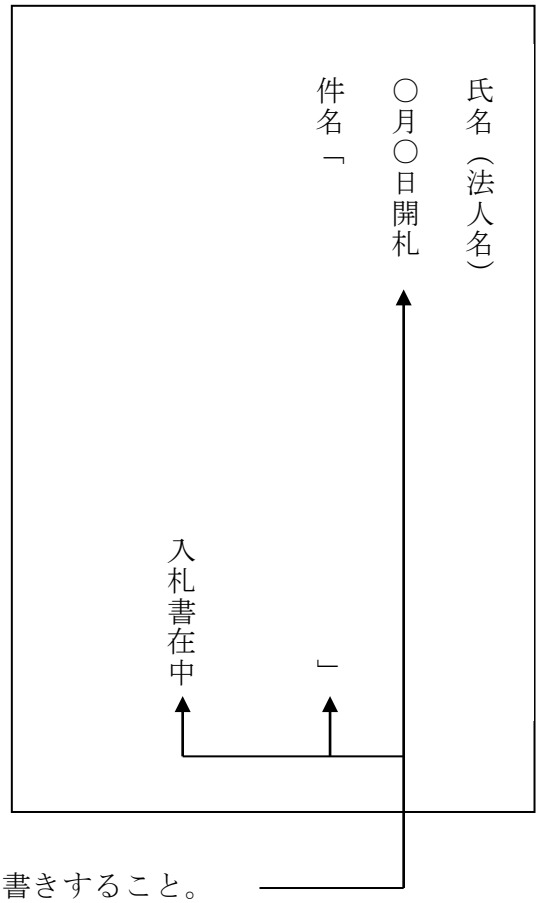
No.	梱包番号	公館名	輸送料

【都内輸送料】

No.	梱包番号	公館名	輸送会社 梱包後重量	輸送会社 梱包後容積	梱包料	輸送料	合　計

○入札封書記載方法

表



＊朱書きすること。

委任状等は別の封筒にすること。

○入札書及び委任状について

① 競争加入者本人の場合
別紙３－１（入札書案）のみ

② 代理人の場合
別紙３－２（入札書案）及び別紙４－１（委任状案）
説明）社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合
競争加入者（社長） → 社員

③ 復代理人の場合
別紙３－３（入札書案）、別紙４－２（委任状案）及び別紙４－３（委任状案）
説明）支店長等が一定期間等競争加入者の代理人となり、支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合
競争加入者（社長）→ 代理人（支社長、支店長、営業部長等）→ 復代理人（社員）

別紙４－２（委任状案）　　別紙４－３（委任状案）